犯罪被害者の方々のための休暇について考えてみましょう

誰もが、ある日突然犯罪被害者になる可能性があります。

あなたの会社の同僚・部下が、ある日突然犯罪被害者に。
そのとき、何ができるか考えてみましょう。

そこで、厚生労働省から提案します。
犯罪被害者の方々のための「被害回復のための休暇」について、
あなたも考えてみませんか?

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

犯罪被害者のための休暇について考えてみましょう

犯罪被害者の方々の状況をご存じですか？

犯罪による被害は、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけではありません。

直接的な被害の後生じる様々な問題は、総じて**「二次的被害」**といわれています。

- 事件に遭ったことによる **精神的ショックや身体の不調**
- 医療費の負担や失職、転職などによる **経済的困窮**
- 捜査や裁判の過程における **精神的、時間的負担**
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道による **精神的被害**

こうした被害を軽減・回復するためには、犯罪被害者等（※）の方々が仕事を続けられることが重要な意味を持っています。

※ 犯罪被害者等とは、犯罪被害者とそのご家族またはご遺族のことをいいます。

犯罪被害者遺族の方の声

当時、私は山口県に一人で住んでいました。同県に親族は住んでいませんでした。そんな私が辞表や遺書を綴り人生を踏み外しそうになった時に私を支えて下さったのは、会社の上司や先輩の方々、そして同僚と友人でした。現在でも私は事件当時と同じ職場で、充実した仕事をさせていただいています。会社は、事件後の私にも責任ある仕事を任せていただき、サポートして下さいました。

本当に良い会社へ就職でき、素晴らしい上司や先輩の方々、そして同僚に恵まれたと思います。

今でも忘れられないのが、辞表を提出した時に上司が私に授けてくれた言葉です。

「この職場で働くのが嫌なのであれば、辞めてもいい。ただ、君は社会人たりなさい。君は特別な経験をした。社会へ対して訴えたいこともあるだろう。でも、労働も納税もしない人間がいくら社会へ訴えても、それは負け犬の遠吠えだ。だから君は社会人たりなさい。」

私は、この言葉に何度助けられたことでしょう。今になって思えば、私は仕事を通じ社会に関わることで、自尊心が回復し社会人としての自覚も芽生え、その自負心から少しずつ被害から回復できてきたと思います。

平成19年版犯罪被害者白書　本村洋さんの手記より

しかし、現状では…

- **心身の不調による仕事の能率の低下や対人関係の支障**
- **治療のための通院や裁判への出廷等のための欠勤**

などにより、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

事業主の皆様へ

犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇について考えてみませんか。

犯罪被害者等の方々が、仕事を続けられるようにするため、年次有給休暇だけではなく、被害回復のための休暇制度の導入が求められています。

※事件や事故の直後は、警察への届出、事情聴取、証拠提出などで警察へ出向かなければならず、また病院で診察を受けるなど、これらの対応で被害の直後から様々な手続きなどに時間を割かなくてはならない状況に置かれます。また、裁判が始まると、そのたびごとに裁判所への出頭・傍聴や、弁護士との相談・打合せが必要です。多い場合は1年に10回以上裁判が行われる場合もあるなど、年次有給休暇だけでは対応できない場合が多くあります。

この休暇の具体的な導入例としては、以下のようなものが考えられます。

例1 既存の特別な休暇制度を活用

○既に病気休暇や裁判員休暇等の特別な休暇制度を導入している企業であれば、その制度の対象として、犯罪被害者等を含めることを就業規則等において明示することなどが考えられます。

例2 社内広報等において、犯罪被害者等となった従業員については、それぞれのケースに応じて、必要な休暇を付与する旨を周知

○必ずしも休暇制度として設けなくても、犯罪被害者等となった従業員は休暇の取得が可能であることを周知することにより、従業員に安心感を与えることができます。

例3 各企業における特別な休暇制度の一つとして「犯罪被害者等休暇」を創設

○この場合、どのような犯罪被害を休暇制度の対象に含めるか、また、休暇の付与日数をどうするかなど、各企業の労使で十分に話し合うことが必要です。

いずれの方法をとるにせよ、この休暇を検討する際は、アンケートやヒアリングを行い、休暇に対する従業員のニーズをつかむことや社内の意見調整を行うなど、労使で十分に話し合って、自社の状況に合ったものとすることが重要です。

犯罪被害者等の方々が仕事を辞めることなく、精神的・身体的被害を軽減・回復できるように取り組んでいきましょう。

参考資料

第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）（抄）

はじめに（抜粋）

内閣府が平成21年度に行った「犯罪被害類型別継続調査」によると、平成19年度から3年間連続して回答した犯罪被害者等のうち、その精神健康状態が重症精神障害相当とされる者の割合は一般対象者の10倍近くになっており、犯罪被害が精神健康状態に及ぼす影響の大きさがうかがえる。また、主観的回復状況が悪化傾向にある犯罪被害者等は、加害者だけでなく、捜査・裁判機関の職員、医療機関の職員、民間団体の者、報道関係者、近所・地域の住民、職場・学校関係者、友人・知人、家族など、様々な者から高い割合でいわゆる二次的被害を受けたと感じていることが明らかとなっている。そして、犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体からは、依然として、犯罪被害者等が関係する様々な問題について、改善を求める要望が寄せられている。

もとより、第1次基本計画（注：平成17年12月～平成23年3月）の推進により、犯罪被害者等の抱える問題が全て解決されたわけではなく、今後とも、国民の理解と配慮・協力を一層促すとともに、政府全体として、更なる取組の強化を図っていく必要がある。

V 重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

4. 雇用の安定（基本法第17条関係）

(3)被害回復のための休暇制度の周知・啓発

被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレット等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況などについて周知・啓発を図る。

照会先

被害回復のための休暇関係

厚生労働省労働基準局労働条件政策課　**03-5253-1111**（代表）

相談窓口一覧

犯罪被害者等施策に係る相談機関等（内閣府ホームページ）

http://www8.cao.go.jp/hanzai/soudan/shientaisei/shientaisei.html

犯罪被害者等支援シンボルマーク